平成２２年（フ）第２１４４６号
神奈川県川崎市多摩区寺尾台１丁目22―５
債務者　木村麻由美
１　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
５　免責審尋期日　平成23年３月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１４４７号
埼玉県新座市野火止８丁目５―４　グリーンヒルズＢ201
債務者　堆朱かおる
１　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
５　免責審尋期日　平成23年３月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１４４８号
東京都東久留米市金山町１丁目８―４
債務者　貫井　隆行
１　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
５　免責審尋期日　平成23年３月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１４５１号
神奈川県相模原市中央区高根１丁目２―７　サンシティ５―702
債務者　作本　浩一
１　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
５　免責審尋期日　平成23年３月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１４５２号
東京都羽村市栄町２丁目12―１―320
債務者　松尾　美穂（旧姓吉沢）
１　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
５　免責審尋期日　平成23年３月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１４５３号
東京都三鷹市上連雀５丁目20―８
債務者　齊藤　雅紀
１　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
５　免責審尋期日　平成23年３月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１４５４号
神奈川県平塚市花水台25―６
債務者　半澤　美穂
１　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
５　免責審尋期日　平成23年３月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１４５９号
埼玉県所沢市並木８丁目１―４―208
債務者　沼尾かおり（旧姓高根澤）
１　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
５　免責審尋期日　平成23年３月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１４６０号
埼玉県所沢市美原町３丁目2957―３―306
債務者　長谷川賢二
１　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
５　免責審尋期日　平成23年３月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１４６１号
東京都葛飾区白鳥３丁目17―１―207　小泉方
債務者　橋口　　恵
１　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
５　免責審尋期日　平成23年３月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１４６２号
埼玉県上尾市五番町12―４
債務者　清水　雄介
１　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
５　免責審尋期日　平成23年３月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１４６３号
東京都墨田区横川４丁目９―２―302
債務者　佐藤　愼也
１　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
５　免責審尋期日　平成23年３月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１４６４号
東京都練馬区氷川台３丁目29―８―104
債務者　鈴木　真秀（旧姓岩坂・長島）
１　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
５　免責審尋期日　平成23年３月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１４６５号
東京都世田谷区喜多見６丁目15―２　第３コーポ石井102
債務者　西尾　　豊
１　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
５　免責審尋期日　平成23年３月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１４６６号
神奈川県横浜市旭区左近山16―４　左近山団地１街区20―404
債務者　清藤美那子
１　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
５　免責審尋期日　平成23年３月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１４６７号
神奈川県川崎市中原区木月４丁目20―52―103
債務者　茂木　和博
１　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
５　免責審尋期日　平成23年３月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部